

No.	書類名	頁	章	1	(1)	①	ア	(7)	資料	項目名	質問内容	市回答
1	実施方針	3	1	1	(6)	④	ア			業務範囲	設計業務範囲に（建築本体設計・厨房設備設計）とございますが、ここでの厨房設備設計とは、設計企業が行う厨房設備平面配置計画を指すとの理解でよろしいでしょうか？	厨房設備企業が行う、配置を含めた、機器単体・システム等全ての厨房設備等の設計です。
2	実施方針	5	1	1	(7)	⑤				事業スケジュール予定	開業準備期間が1ヶ月しかありません。館内消毒、調理リハーサル、機器の試運転、などが想定され、期間が短いように思われます。延長を検討していただけないでしょうか。	開業準備期間については、市としてはあくまで平成30年度2学期からの給食供用開始を予定しています。よって、これに間に合うように、設計建設期間を通して事業者にてスケジュール調整をして頂きますので、市として延長の検討は行いません。開業準備を前倒しでスタートした提案としていただくことは問題ありません。
3	実施方針	6	2	2	(1)					事業者の募集・選定スケジュール（予定）	現在、市の入札参加資格を有しておらず、平成28年・29年度の入札参加資格定期申請をしておりません。募集・選定スケジュールでは、平成28年3月上旬の参加表明書、参加資格審査申請書の受付となっています。次回の入札参加の随時申請では、平成28年4月に申請を開始し、平成28年5月ごろに入札参加資格が受理されると想定しますと、平成28年3月上旬の参加表明書、参加資格審査申請書類の受付に間に合いません。本案件につき、参加資格審査申請受付期限に間に合うよう個別で入札参加資格を取得することはできますか。	個別で入札参加資格を取得させることは検討しておりません。

実施方針に関する質問に対する回答

【館林市立学校給食センター整備運営事業】

No.	書類名	頁	章	1	(1)	①	ア	(7)	資料	項目名	質問内容	市回答
4	実施方針	6	2	1						事業者の募集及び選定方法	参加グループが1グループだった場合において、入札は成立するのでしょうか。	参加グループ1グループの場合も成立します。
5	実施方針	7	2	2	(2)	⑤				入札公告	入札公告により参加企業が1グループとなった場合は、事業は中止となるのでしょうか。	実施方針に関する質問回答No.4を参照してください。
6	実施方針	7	2	2	(2)	⑤				入札公告	予定価格及び最低制限価格は公表されるのでしょうか	予定価格は事前公表する予定です。なお、最低制限価格は事後公表する予定です。
7	実施方針	7	2	2	(2)	⑨				参加表明	表明グループが1者の場合は、より広く民間ノウハウを募る観点より、参加資格等条件変更の上、再募集する予定はありますか？	実施方針に対する質問回答No.4を参照してください。また、再募集を行う予定はありません。
8	実施方針	8	2	3	(1)	①	エ			入札参加者の構成等	「本施設の厨房設備等を設計・製作・設置業務を行う企業」とございますが、ここでの厨房設備等を設計とは、厨房設備個々の単品図を作図することを指すとの理解でよろしいでしょうか？	実施方針に関する質問回答No.1を参照してください。
9	実施方針	8	2	3	(1)	②				入札参加者の構成等	SPCを管理運営するプロジェクトマネジメント業務を直接請け負い、SPCに出資する企業は、「構成員」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。構成員の「その他企業」として参加してください。

No.	書類名	頁	章	1	(1)	①	ア	(7)	資料	項目名	質問内容	市回答
10	実施方針	9	2	3	(1)	②				入札参加者の構成等	SPCから直接業務を受託する又は請け負うものを構成員、SPCに出資せず、SPCから直接業務を受託又は、請け負うものを協力企業という。とありますが、構成企業でSPCに出資はするが、SPCとの直接契約ではなく、構成企業から業務を請け負う形態は可能でしょうか。	不可です。SPCに出資を行う構成員は、SPCから何らかの業務を受託又は請け負う者となります。
11	実施方針	10	2	3	(3)	③	エ			建設企業	館林市内に本店（又は支店）を有するものとなっていますが、支店を営業所と読み替えてもよろしいでしょうか？	入札説明書等に示します。
12	実施方針	10	2	3	(3)	③				建設企業の参加資格要件	建設企業の資格要件の1つに館林市内に本店（支店）を有する者とありますが、館林市内に本店（支店）を有しない企業が参画する場合には、資格要件すべて（ア～オ）を有する企業との共同企業体を組成しなければ参加できないという理解でしょうか。ご教示願います。	入札説明書等に示します。ただし、共同企業体としての参加は不可です。

No.	書類名	頁	章	1	(1)	①	ア	(7)	資料	項目名	質問内容	市回答
13	実施方針	10	2	3	(3)	③				建設企業の参加資格要件	<p>「第三者に委託、又は下請人を使用する際の一次下請け業者選定について、市の入札参加資格(電気又は管)を有し、館林市内に本店(又は支店)を有する者から1者以上選定すること。」とありますが、</p> <p>本事業への参加表明時には、該当する一次下請け業者を特定し企業名を明示する必要がありますでしょうか。</p> <p>それとも該当する一次下請け業者の企業は特定せず、将来選定する事を保証する意向を表明すれば良いのでしょうか。</p> <p>本項目に係る参加資格審査の方法について、貴市のお考えを具体的にご教示願います。</p>	<p>提案書類提出時において、一次下請け業者を特定していただくことを想定しています。</p>
14	実施方針	10	2	3	(3)	③					<p>厨房設備企業はSPCに出資する構成員とすることとありますが、別添資料3の事業スキームにもあるようにSPCから直接厨房設備業務を受託する契約形態とする必要があるという理解で宜しいでしょうか。(建設業務内に厨房設備業務を含める契約形態はできないという認識で良いでしょうか。)</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
15	実施方針	10	2	3	(3)	④	ア			入札参加者の参加資格要件	<p>「業務を実施するために必要となる資格等を有し」とございますが、具体的には何の資格を求められているのか、お示し願います。</p>	<p>提案する内容によるものと考えます。業務を行うに当たって必要となる資格がある場合、事業者にて判断してください。</p>

No.	書類名	頁	章	1	(1)	①	ア	(7)	資料	項目名	質問内容	市回答
16	実施方針	11	2	3	(4)	⑥				構成員及び協力企業の制限	<p>「本事業に係るアドバイザーと関連がある者」は入札参加者の構成員及び協力企業となることができない、とありますが、ここでの「関連」の定義をご教授ください。</p>	<p>関連とは、資本関係又は人的関係に関する次のことです。</p> <p>(7) 資本関係 次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下、「更生会社等」という。）である場合を除く。 (a) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合 (b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 (4) 人的関係 次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(a)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。 (a) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合 (b) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合</p>
17	実施方針	11	2	3	(4)	⑥				構成員及び協力企業の制限	<p>「本事業に係るアドバイザーと関連がある者」とありますが、記載の1者のみと理解してよろしいでしょうか。「関連」の有無についての判断基準がありましたら、ご教示願います。</p>	<p>市と契約している記載のアドバイザー1者と、そのアドバイザーから委託された日比谷パーク法律事務所の2者です。「関連」については、実施方針に関する質問回答No.16を参照してください。</p>

No.	書類名	頁	章	1	(1)	①	ア	(7)	資料	項目名	質問内容	市回答
18	実施方針	12	2	4	(2)					審査の手順及び方法	入札参加グループが1グループの場合でも入札は成立すると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	実施方針に関する質問回答No.4を参照してください。
19	実施方針	12	2	4	(2)					審査の手順及び方法	予定価格は公表されると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	実施方針に関する質問回答No.6を参照してください。
20	実施方針								3	事業スキーム	事業スキームに示されるSPCと厨房設備企業の契約は、主に「厨房設備の調達・設置業務」、「厨房設備の保守管理業務」のどちらか又は両業務との考えで宜しいでしょうか。	主に「厨房設備の調達・設置業務」、「厨房設備の保守管理業務」の両業務と考えています。
21	実施方針								4	リスク分担表 共通 物価変動リスク	施設供用前の物価変動に係る負担者の欄は市が「△」、民間が「○」となっておりますが、当該物価変動リスクは原則的には民間側が負担し、一部を市が負担するという事でしょうか。その場合、市が負担する部分について全体スライド、単品スライド、インフレスライド等のいわゆる「スライド条項」は適用されるお考えでしょうか。ご教示願います。	入札説明書等に示します。
22	実施方針								4	不可抗力リスク（※1）	不可抗力リスクの※1で事業者は一定割合もしくは一定の額を負担する。とありますが、現在、想定している割合・金額がありましたらご教示ください。	入札説明書等に示します。

実施方針に関する質問に対する回答

【館林市立学校給食センター整備運営事業】

No.	書類名	頁	章	1	(1)	①	ア	(7)	資料	項目名	質問内容	市回答
23	実施方針								4	リスク分担表 共通 不可抗力リスク	不可抗力リスクにおいて予見可能な範囲を超えるものの範囲は、一定の割合もしくは一定の額を負担するとありますが、内容によってはご協議出来るものと考えて宜しいでしょうか。	「不可抗力」の定義は入札説明書等に示します。契約上の協議事項とはなりません。
24	実施方針								4	維持管理・運営段階	リスクの種類「食中毒リスク」に「調理、配送、配膳業務に起因する場合」において、負担者が民間になっておりますが、本事業において配膳業務は市の業務と思われれます。そのため、配膳業務を削除していただけないでしょうか。	「配膳業務」を削除します。
25	実施方針									説明会について	平成27年10月22日（木）に開催されました説明会へ参加した企業名について公表をして頂けないでしょうか。	公表しません。